

# 文教くらし委員会記録

開催日時 平成28年12月13日(火) 13:02~15:02

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

宮本 次郎 委員長

田中 惟允 副委員長

佐藤 光紀 委員

森山 賀文 委員

岡 史朗 委員

阪口 保 委員

新谷 絃一 委員

粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 中 くらし創造部長兼景観・環境局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

## (1) 議案の審査について

議第 93号 平成28年度奈良県一般会計補正予算(第3号)

(文教くらし委員会所管分)

議第 98号 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額

並びにその支給条例等の一部を改正する条例

(文教くらし委員会所管分)

議第103号 奈良県指定特定非営利活動法人等を定める条例

## (2) その他

### <会議の経過>

○宮本委員長 ただいまから文教くらし委員会を開会します。

本日、当委員会に対し傍聴の申し出はありませんが、この後、傍聴の申し出がありましたら、20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせによりまして、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、くらし創造部長兼景観・環境局長、教育長の順に説明願います。

○中くらし創造部長兼景観・環境局長 それでは、平成28年12月定例県議会提出議案のうち、くらし創造部、景観・環境局所管分について説明します。当部局からは、予算が2件、条例が1件です。

まず、議第93号、平成28年度奈良県一般会計補正予算（第3号）について、「平成28年12月定例県議会提出予算案の概要」により説明します。

9ページ、12、その他の給与改定に伴う増額です。10月の人事委員会からの勧告の趣旨にのっとり、給与改定を実施することにより、増額となる9億9,900万円余のうち、くらし創造部、景観・環境局分としては、1,200万円余です。

10ページ、繰越明許費補正の新規、野外活動センター施設整備事業です。これは野外活動センター多目的ホール及び大型ロッジの耐震大規模改修工事を行う事業ですが、入札が不調となり、再度の入札手続に日時を要することとなったため、事業費1億8,300万円の繰越明許費補正をお願いするものです。今後の執行については、計画的かつ着実な進捗管理に努め、事業の早期完了に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、議第103号、奈良県指定特定非営利活動法人等を定める条例についてです。

「平成28年度12月文教くらし委員会資料（条例関係）くらし創造部、景観・環境局」の1ページをお願いします。地方税法において条例により寄附金税額控除対象団体となる特定非営利活動法人を指定することができることとされていることにつき、平成25年3月に制定した奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例に基づく初めての指定の申し出があり、当該特定非営利活動法人が指定基準を満たしていると認められました。このため、奈良県指定特定非営利活動法人等を定める条例を新たに制定して、当該法人を寄附金税額控除対象団体として指定するものです。

なお、この条例により指定された法人に係る寄附金税額控除及び申告については、奈良県税条例の所要の改正により対応することとしています。

施行期日は公布の日を予定しています。

くらし創造部、景観・環境局に関連する議案の概要については以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○吉田教育長 教育委員会所管の提出議案について説明します。

「平成28年12月定例県議会提出予算案の概要」の5ページ、奈良県一般会計補正予算案（第3号）の7、文化の振興の文化財保存事業費補助金です。これは奈良市菩提山町にあります重要文化財正暦寺福寿院の客殿及び台所の修理について、平成28年度及び平成29年度の2カ年で実施する事業が、今般の国補正予算に採択されましたので、県費補助金の予算措置を行うものです。

続いて、重要文化財等修理受託事業ですが、ただいま説明しました正暦寺の修理は、県で受託している事業ですので、所要の経費を補正予算として計上しています。

なお、11月の段階で国補正で採択されたため、事業としては平成29年度にその事業の一部を繰り越して執行することになります。繰り越しについては、11ページの文化財保存事業費補助金及び重要文化財修理事業に記載しています。

9ページ、12、その他の給与改定に伴う増額です。先ほどくらし創造部長からも申し上げましたが、平成28年の人事委員会勧告の趣旨にのっとり、給与改定を実施することによるもので、9億9,900万円余のうち、教育委員会に関するものは特別職と一般職を合わせまして6億600万円余です。

続いて、教育委員会に係る条例改正について説明します。

「平成28年12月定例県議会提出議案の概要（条例関係）、教育委員会」の1ページ、奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例です。この条例は、国の指定職及び特別職の給与改定に準じて、議員、知事及び副知事、常勤の委員並びに教育長の期末手当の改定を行うため、所要の改正をしようとするものです。

2ページをお願いします。教育委員会所管分は、第4の教育長の給与等に関する条例の一部改正です。今回期末手当の額について、平成28年度12月期を1.65月分から1.75月分に改定することとします。また、平成29年度以降については、6月期を1.50月分から1.55月分に、12月期を1.75月分から1.70月分に改定することとします。

なお、条例の施行日は、平成28年度分については平成28年12月1日、平成29年

度以降分については平成29年4月1日です。

よろしくご審議のほどお願いします。

○宮本委員長 それでは、ただいまの説明につきまして質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については、後ほど質疑を行いますので、ご了承ください。

○岡委員 ぐらし創造部の特定指定非営利活動法人活動指定について大体内容は理解して、基本的には了としますが、これはあくまでも自己申告制が原則のようです。今後こういう法人がさらに準備されている、可能性のあるところなどを掌握しておられたら教えてほしいと思います。

○森青少年・社会活動推進課長 可能性のあるところは幾らかあると思いますが、具体的には今のところ申し上げられないということです。

○岡委員 別の話になりますが、本会議まで、総務警察委員会には公明党が入っていますので、この際、人事院勧告の給与の引き上げについて意見を申し上げておきたいと思えます。

結論から言いますと、職員については、人事院勧告を尊重してそのとおりにやるべきだということを表明しておきたいと思えますが、直接ここに関係ないのですけれども、議員については、また、本会議場でもその態度を表明しますが、従前の議員の歳費を1割近く下げたという経緯がありますので、その整合性の中で、今回議員の期末手当を上げることにについては、反対であることをこの場をかりて表明しておきたいと思えます。以上です。

○宮本委員長 質疑はほかにありませんか。

ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について委員の意見を求めます。発言がありましたらお願いします。

○佐藤委員 先ほど申しおくれてしまったのですが、議第98号について、日本維新の会としても議員報酬10%削減を全員一致で決めたわけでした、決して県内の景気が戻っている状態ではありません。全体を考えても疑義が残りますので、本件については反対というのを申し添えさせていただきたいと思えます。

そして、それ以外で二、三、気になる話がありますので、お聞きしたいと思えます。

○宮本委員長 付託議案以外の質疑は、後で時間をとります。

○佐藤委員 わかりました。

○宮本委員長 ほかに、付託議案について委員の意見はありませんか。

○阪口委員 先ほどから議第98号につきまして、岡委員、佐藤委員から話がありました。

私としては、やはり議員報酬アップについては、現在の情勢から見て好ましくないと考えています。会派としての反対意見ではありません。個人としての意見です。

○宮本委員長 ほかに意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、意見はないということで、ただいまの意見をまとめますと、岡委員と阪口委員については議員報酬に関するものですので、本付託議案とは別のことです。本付託議案は教育長のことですので、その点については佐藤委員から議第98号中・当委員会所管分について反対という意見がありましたので、起立によりまして採決をしたいと思います。

では、議第98号中・当委員会所管分を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

阪口委員は反対ですか。どちらですか。

○阪口委員 反対です。

○宮本委員長 では、着席しておいてください。

賛成多数です。ご着席願います、起立多数。よって、議第98号中・当委員会所管分は、原案どおり可決することに決しました。

続いて、ただいま可決されました議案を除く残余の議案につきましては、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。

議第93号中・当委員会所管分、議第103号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議はないものと認めます。よって、議第93号中・当委員会所管分、議第103号は、議案どおり可決することに決しました。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、くらし創造部長兼景観・環境局長から、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(案)」について、教育長から、「平成28年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」について、報告を行いたいとの申し出がありましたので、くらし創造部長兼景観・環境局長、

教育長の順に報告願います。

○中くらし創造部長兼景観・環境局長 それでは、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の変更（案）」について報告します。

このたびの計画変更については、国の基本方針の変更に伴い現行計画、これは平成24年2月に策定したのですが、それを改定するものです。

お手元に資料1「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の変更（案）」、資料2「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（案）の概要」、資料3「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（案）」を配付しています。本日は、そのうちの資料1を用いて報告させていただきます。

まず、本計画についてですが、瀬戸内海における水質の改善を図ることを目的として、昭和55年に第1次計画を瀬戸内海に係る13府県において策定し、以降、今回の変更で第8次となります。

計画変更の経緯としては、国が平成28年9月に総量削減基本方針を策定したことに伴い、本県も計画を変更するものです。

国の基本方針と、それに対応する県計画の変更点について、表にまとめています。変更点1と変更点2は、国の削減目標量と目標年度が変更されたことに伴い、県も削減目標量と目標年度を見直しています。目標年度の平成31年度における削減目標量は、過去からの減少傾向を踏まえ、現計画と比べ、化学的酸素要求量と窒素含有量をやや減少させた設定としています。また、変更点3及び4については、海域や沿岸部に関する内容で、内陸県の本県とは関係しないため、県計画における修正や追記はありません。体系の概要では、内容を変更した項目を赤色で、新たに追記された項目を緑色で記載しています。

また、資料3の本計画案については、年明け早々にパブリックコメントを実施し、必要な修正を加えた後、国と協議して来年6月を目途に策定、公表する予定です。以上です。

○吉田教育長 「平成28年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書（平成27年対象）」について説明します。

県教育委員会では、平成20年度より地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行っています。本年度も、平成27年度の事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、この報告書を作成しました。

2 ページには、点検評価の概要として、目的、実施方法等を記載しています。点検評価の実施に際しては、学識経験者の知見を活用することが義務づけられていますので、6名の委員による教育評価支援委員会を開催して、その意見などを参考にしました。

3 ページには、県教育委員会の活動状況として、年間19回にわたる定例教育委員会の開催状況を記載しています。

なお、定例教育委員会の会議内容は、会議録と資料を教育委員会のホームページに掲載しています。

4 ページには、教育委員の研修状況等の活動状況を示しています。昨年度は教育委員会所管事業の実施状況や教育現場の状況を把握し、また、本県の教育施策の参考とするため、県内6カ所、県外3カ所の学校施設を視察するとともに、各校の先生方と意見交換を行いました。

6 ページからは昨年度に実施した教育施策についての点検評価の結果を記載しています。

1、施策の体系をごらんください。本年3月末に奈良県教育振興大綱が策定されましたので、本大綱の分類に従って、大学教育を除く14の施策に文化財の保存と活用を加えた15の施策を新たな評価単位として点検評価を実施しました。

7 ページから40 ページには、15の施策について点検評価した内容を、それぞれ2、3ページの評価シートにまとめて掲載しています。各シートでは、施策の現状と課題、平成27年度の取組状況の評価と今後の主な取組（平成28年度）を示しています。施策の評価に当たっては、全国的な調査等から現状を明らかにするとともに、各事業の成果指標等の経年の動きをお示しし、今後の主な取組として平成28年度の取組を記載しています。

41 ページから45 ページには、奈良県教育振興大綱に示した重要業績評価指標のうち、教育委員会所管のものを一覧にしています。基準値は奈良県教育振興大綱策定時に用いた値、現状値は平成28年度または直近のものです。

46 ページと47 ページには、先ほどの教育評価支援委員会からいただいた意見等を記載しています。これらの意見を参考に、今後も的確な点検評価の実施に努め、より効果的な教育行政を推進してまいりたいと考えています。

なお、報告書は、速やかに教育委員会のホームページに掲載し、公表します。また、各市町村教育委員会へ送付するとともに、各学校にもお知らせします。県民お役立ち情報コーナーにも配置します。以上です。

○宮本委員長 それでは、ただいまの報告、または、その他事項も含めて質疑があればご

発言願います。

○阪口委員 3点質問します。

1点目は、代表質問もしましたが、県立畝傍高等学校でのプール事故の件で専決処分がありました。1億円の和解金で、内訳は県立学校管理者賠償責任保険から5,000万円、県から5,000万円の負担です。続いて、熱中症による訴訟も予定されていると聞いています。この5,000万円は税の投入ということになり、県民の負担になるわけです。教育長から話を聞きましたけれども、この認識についてももう少し深めたいので、根本的には事故が起こらないことが大事かと思いますが、担当者にも意見をお聞きしたい。

○吉田保健体育課長 県立畝傍高等学校のプール事故について、第一審判決が4月28日にありました。それを受けて県教育委員会では、5月11日に開催した県内国公立全ての小・中・高等学校を対象とする学校体育担当者会議で事故の概要を説明し、日本水泳連盟の定めるプールのスタート台の高さに関するガイドラインを遵守すること、あるいは教職員の管理責任の及ぶ範囲などについて、注意喚起を行ったところです。

また、水泳プール安全衛生管理講習会を毎年行っていますけれども、5月13日には、プールの衛生管理の要点だけではなく、飛び込み事故や溺水事故についての講義も行ったところです。同日、プールが設置され、運動部活動で使用している県立学校の担当者を集めて、ガイドラインを配布し、内容について説明するとともに、その遵守を徹底しました。

また、プールが設置されている県立学校においては、プール入り口に、具体的に、生徒、教職員以外の無断立ち入りを禁じるという文言、プールサイド4面に指導者の許可なく飛び込むことを禁じるとの看板を設置するよう指示して、現在設置しています。

さらに、5月31日付で教育長から各県立学校長に対して、学校におけるプール事故の防止について通知文を発出しています。その内容を簡単に紹介しますと、水泳の授業では飛び込みによるスタートは原則禁止とする。部活動において飛び込みを実施する際には、プールの水深及び水面からスタート台の高さを十分確認し、ガイドラインに沿って生徒の水泳技能の習熟度を考慮し、段階的に指導することなどを徹底させるとともに、市町村教育委員会に対しても同様の通知文を発出し、プール事故の未然防止のための注意喚起を行ったところです。

県教育委員会では、このような事故を二度と起こさないよう、決して風化させることなく継承するとともに、さまざまな機会を捉えて事故防止に努めてまいりたいと考えています。以上です。



○**阪口委員** マニュアルや啓発活動、プールに立ち入らないなど、十分に配慮しているかと思います。県教育委員会は、危険防止のため、組み体操等でも市町村に通達を出されたと思います。最後に意見を言っておきたいのは、これは税金の投入になります。重大な事故なら1億円相当の和解金等というようなことが出てくると思います。県がマニュアルを出し、指導者がマニュアルを守らなかった場合で、事故が起こったときに税金の投入というのはいかかなものかという気持ちです。それよりも、先ほど言われたように事故を起こさないよう県教育委員会の通達等を出して、十分に事故が起こらないようにしていただきたいということです。

2点目は、教職員が採用されたときに、赴任地が決まり、何年間はそので勤務すると思います。その後、人事異動していくと思いますが、市町村や都道府県によって異なりますので、県教育委員会の方針を聞きたいと思います。

また、以前から講師の場合、採用テストに当たって加点等の問題も出ていますので、実態がどうなのか、採用にかかわる講師の状況をお聞きしたい。

○**塩見教職員課長** 教職員の採用時の赴任地の決定についてです。

まず、教員採用候補者選考試験の受験案内を春に配布していますが、その中で、受験資格として県内どこでも勤務できる人と記載しており、赴任地の希望は認めていません。

ただ、教員採用試験に合格して採用予定となった者については、例年1月上旬に配置面談を行っています。この際に、県内どこでも勤務できるという項目を確認しながら、へき地勤務や本人の特性について聞き取り、適材適所の配置を行っています。ただし、本人の健康上の問題や、家族の問題等、特段の事情があると認められる場合については、可能な範囲で配慮しています。

それから、講師経験があれば採用試験の加点はどうかということですが、平成18年度から採用試験について加点方式を導入し、平成27年度からは同じ条件の直近5年間で通算3年以上の常勤講師の経験がある場合については、教職経験特別選考ということで、第1次試験における一般教養の免除を行いました。平成27年度以前については、第1次試験で講師の加点という制度がございました。以上です。

○**阪口委員** 人事異動について、再度お聞きします。

奈良県は広いですから、どこにでも勤務しなければならないと。本人の希望を尊重するとどうしても希望が偏るケースもあるので、県が言われている方針も間違っているとは思いません。ただ、やはり遠いところへ勤めると通勤時間もかかりますし、通勤費も高額に

なります。また、ワークライフバランス等を考えたら、近いほうが便利かと思います。本人のやる気の問題等もあれば、例えば地元の教育に貢献したいという気もあるでしょうから、本人の希望も何年かしたら勘案して、やる気を引き出すような人事異動等をお願いしたいと考えますが、その点について再度お聞きします。

**○塩見教職員課長** 先ほど採用時の赴任地の決定についての質問にはお答えしました。

人事異動全般についてですが、まず新規採用者の初回の異動については、基本的に希望は認めていません。県が主体的に配置して、多様な経験をしていただこうと思っています。ただ、配慮事項については、先ほど採用時の説明をさせていただいたように、特段の事情があると認める場合については、丁寧に対応していくことにしています。

それから、初回の異動以外の一般の異動は、必ずしも希望どおりとはなりません。本人による異動調書を参考に丁寧な異動に努めています。年明けには、市町村教育委員会が主体的に実施計画する人事の具申ヒアリングに県教育委員会も同伴して情報収集し、異動意思のある教職員を把握した上、年度末に向けて丁寧な異動をするための調整に努めてまいりたいと思います。以上です。

**○阪口委員** 3点目は部活動の質問です。2つあります。

1つ目は、創生奈良の梶川議員が一般質問をされましたが、部活動をすることで教師の負担がかなりかかってくるので、クラブ活動をしない日も要るのではないかという趣旨の意見だったと思いますが、部活動をやり過ぎることで生徒に過度に負担がかかるケースもあるのではないかと危惧しています。心身に悪影響を与える場合もありますので、指導者が部活動についてきちんとした考えを持って指導していく必要があると考えますが、県教育委員会として何か考えがあればお聞かせ願いたい。

もう一つは、熱中症の事故が多発していると思います。来年は暑いかわかりませんが、例年、非常に暑いですから、県教育委員会が熱中症対策をきっちり現場に伝えるということも大事だと考えていますので、その2点についてお聞きします。

**○吉田保健体育課長** 1点目は、部活動の過熱化により、子どもたちの心身に負担がかかっていることへの対策等ですが、県教育委員会では、適切な運動部活動の活性化や、生徒の心身の発育・発達に応じて、健康面に留意した指導が展開できるよう、運動部活動指導者あるいは外部指導者研修会を毎年2回開催しています。その中で、スポーツ医学に基づいた科学的なトレーニング論、あるいはスポーツ栄養学などについて、大学教授とその分野の専門家を講師に招聘することによって、運動部活動指導者に科学的トレーニング、

具体的には、それらの講義の中で、パフォーマンス向上のためのトレーニングと休養の関係などについても啓発をしています。

また、スポーツ庁委託事業の運動部活動指導の工夫・改善支援事業の中で、スポーツ医科学を利用した高度な運動部活動指導体制の構築に取り組み、スポーツ医科学に基づいた、より効果的な指導を支援するために、希望する学校にスポーツ医科学指導者を派遣しているところです。今後は、スポーツ庁がまとめる成果を中・高等学校へ普及してまいりたいと考えています。

県教育委員会では、今後とも適切な休養を伴わない行き過ぎた運動部活動により生徒の健康面が脅かされることのないよう、さまざまな機会を通じて、運動部活動指導者に対して科学的トレーニングの実施を啓発してまいりたいと考えています。

2点目については、熱中症に対する今後の取り組みについてお答えします。

熱中症については、従来より、毎年5月から複数回にわたり各市町村教育委員会教育長あるいは各県立学校長宛てに通知文を発出するとともに、さまざまな注意喚起をあらゆる機会を通じて行っているところですが、この夏、不幸な出来事が発生し、大変重く受けとめています。9月議会でも答弁しましたがけれども、熱中症対策が教職員や生徒にどの程度徹底されているのか実態を把握するために、学校・園における熱中症予防に関する取り組みの実態調査を9月末に実施しました。

主な結果を少し紹介しますと、学校において熱中症についての教職員研修を独立して実施しているかの問いに対して、小学校では73.6%、中学校では77.9%、高等学校で57.1%という結果が出ています。単独で実施開催していない学校では、職員会議や打ち合わせ等の機会に資料等を印刷、配布し、注意喚起を図っているところです。また、その研修会で、救急車を要請する判断基準について確認しているかという問いに対しては、小学校で50.7%、中学校で63.5%、高校で38.1%という結果が出ています。

このように熱中症の取り組みについて、今まで注意喚起を行っていますが、学校でそれが徹底されているかについては、さまざまな課題が明らかとなってきています。県教育委員会では、これらの課題を整理するとともに、12月末に開催する学校管理下の体育・スポーツ活動における事故防止検討委員会の中で、その対応等についても協議していく予定です。

そして、検討委員会で協議されたものを報告書としてまとめるとともに、年度末には運動部活動指導者、外部指導者を対象に悉皆研修を実施し、熱中症事故防止の徹底に努めて

まいります。以上です。

○阪口委員 最後に、熱中症のことだけ、再度意見を申し上げておきます。

熱中症対策は部活動、学校行事、運動会、体育祭等、いろいろな場面を想定していかなければいけないと思います。指導者が、昔と最近の気温が違うということを十分理解する必要があります。以前、私もクラブ活動をしていましたけれども、暑いから倒れる生徒がいたのですが、日陰で休憩させると回復する状態でした。ただし、最近も気温が高い状況なので、やはり気温が昔とはかなり違うということで、県教育委員会として熱中症対策を次年度もよろしくお願ひしたいということで、意見を終わります。

○森山委員 奈良県教育振興大綱に関して、1点質問します。教育の振興を進めるに当たって、生徒たちと現場で向き合っている先生のフォロー体制についてです。これまでも奈良県教育振興大綱ができる前から、県では県の教育課題を進めるために、真摯に向き合っていていただいて今日まで来ていますけれども、この間も例に挙げた今の課題は、一つは、奈良県は他県に比べて規範意識が低いということで、ここ数年ずっと言われていることです。しかし、県の中で規範意識が毎年どのように変わっているのかというと、この5年以内の統計を見ると奈良県内の規範意識も確実に上がってきている状態です。努力をしていることは、それを見ただけでもわかるのですが、他の都道府県と比べるとやはり平均値が低いということで、全国でも平均的に上がっている中で奈良県も上がっているということです。

奈良県教育振興大綱が新しくできて、平成31年度を目途に、目標値を全国平均以上にしていこうという非常に高い目標を明確に示して取り組んでいくことになりました。以前から現場の先生方は、お忙しい中、よく進めていただいていますけれども、これから今までと同じようなスピードでいくと、県内の絶対評価では上がっていったとしても、他の都道府県もそれぞれ切磋琢磨して上がっていく中では、全国平均に追いつかないかもしれないと思います。それを全国平均以上にしようと思うと、現場で向き合っている先生方は、現場の余りの大変さから、高い目標や使命感を忘れてしまうと、平成31年度に全国平均以上という目標が達せられないかもしれないと思います。

そうならないように、確実に一步一步、平成31年度を目指して進めていくためには、例えば、途中で疲れてしまった先生がいたらフォローをして、また目標に向かって進めていく形で、途中で、チェックという言葉がいいのかわかりませんが、確実に進んでいるかをきちんとフォローして見守る体制がないと、平成31年度に目指している高い目標の実現には追いつかない心配もあるのではないかと気になります。使命感、目標を見失ったり

したときに、きちんとフォローして平成31年度には確実に全国平均以上に達することができるというような体制はしっかりとできているのか、お尋ねします。

**○荒木教育次長** 委員がお述べのように、奈良県教育振興大綱には、重要業績指標として、平成31年度までの定量的な指標である重要業績評価指標が設定されており、目標達成に向けた取り組みも示されています。こうした取り組みを実際に行っていただく学校現場に対しては、市町村の教育長会や校長会などの機会を通じて奈良県教育振興大綱について説明をしています。

また、課題の共有化が何より重要であることから、さまざまな調査結果の分析を行い、市町村長及び教育長が一堂に会する奈良県教育サミットで説明するとともに、市町村ごとに課題とその解決に向けた取り組みについて、情報交換や協議を行い、管内の学校への指導に役立てられるようにしています。

また、特に学校ごとに課題が異なります。学習意欲や規範意識などに関する目標達成に向けては、各学校現場においてそれぞれの実態を踏まえた分析を行い、重点目標を設定して取り組む必要があると考えています。

県教育委員会においては、各学校がみずからの教育活動等を点検して、重点目標を決定できるよう作成した学校診断マニュアルの活用を促すなど、先生方一人ひとりがみずからの学校や、あるいは教育活動を振り返り、課題意識を持つことでモチベーションを高く保てるようにしていきたいと考えています。

さらに、県教育委員会においては、着実に奈良県教育振興大綱を推進実行するために、平成28年10月に教育政策推進室を設置し、教育委員会内の各課・室及び県教育研究所の取り組みを毎年度チェックし、点検評価、改善を行うことでその達成につなげたいと考えています。具体的には、教育委員会が行う毎年度の具体的な取り組みの内容と指標をまとめた奈良県教育振興大綱アクションプランを毎年作成して、取り組みのチェックを予定しています。

今後は、こうした結果について、教育サミットなど、さまざまな機会を通じて広報するとともに、協議することなどを通して、市町村や、各学校の取り組みをフォローアップし、平成31年度の目標達成を目指したいと思います。

また、本年度中に奈良県教育振興大綱に掲げられた主な取り組みを広く周知するためのリーフレットを作成して、全ての教職員に配布する予定です。

**○森山委員** 平成31年の目標達成は大丈夫だろうと思う答弁をいただきました。毎年確

認を行うような体制もでき、アクションプランもきちんと進めていけるという答えもいただきましたので、その達成は確実な形で平成31年を迎えられるだろうと思うのですけれども、現場で向き合っている先生は特にかなりハードなことが多いと思うのです。その上に全国平均より上げるということは、今までのペースでは全国もそれぞれ努力していますから、奈良県も努力しているけれども、平行線で全般的に上がっているわけです。全国平均が上がっていく中で、奈良県はこれに追いつけ追い越せというような状態で行こうと思ったら、やはり相当、現場にかかる負担は大きくなると思うのです。確実に達成するために、しっかりと現場の先生が、高い目標への使命感を見失ったときにきちんとまた戻せるような体制で進めて、平成31年に確実に達成できたとなるように、この数年間、本当に大変になると思いますけれども、ご尽力いただきたいと思います。よろしくお願いします。

**○岡委員** 2点お尋ねします。

1点目は、「平成28年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書（平成27年対象）」の33ページ等にかかれている取り組みに関連するのですが、今、学校現場は非常に複雑な要素の問題が多岐に発生し、昔に比べて先生方も大変だろうと思います。特にいじめ、不登校、家庭力の弱さからくる子どものしつけの問題、発達障害等の病気、そういう要素を持っている子どもが結構いるという中で、本当に多岐にわたりますので、県教育委員会も生活支援アドバイザーの派遣ということで大変力を入れていることは、的を射た施策かと思います。

一番心配なのは、現在県教育委員会でどれくらいの人材が確保されていて、現場のニーズに対応できる人材がいるのかどうかと、もう一つは、学校現場で生徒に何か困ったことが起こったときに、常にスムーズに上のほうへ報告が上がって、制度を活用してみんなで解決しようという機運が醸成されているのかどうか気になります。答えられる範囲で結構ですので、現状と今後の取り組みについて教えてください。

2点目は、総務警察委員会で所管されていますけれども、文教くらし委員会に関係する県立畷傍高等学校の問題です。専決されたということですが、恐らくいろいろな事情があつてのことだと思います。時系列的にどういうところでどのような相談をしながら来たのか、専決処分に至った経緯をもう少し詳しく教えてください。

**○春田生徒指導支援室長** スクールソーシャルワーカーは、県教育委員会として、7名を抱えています。そのうち1名は、なかなか厳しい状況にある高等学校等に配置し、2名は、市町村教育委員会で活用いただいています。あと4名は、生活支援アドバイザーとして教

育委員会で抱えているのですが、中には、いろいろな福祉的なアドバイスができる社会福祉士と、発達障害やいろいろな精神的なアドバイスができる精神保健福祉士の両方を抱えています。市町村教育委員会から連絡が入る場合もありますし、県立学校は直接ですが、学校もしくは教育委員会に即入らせていただき、ケース会議を開き、スクールカウンセラーに当てるのがいいのか、もしくは病院とコンタクトをとるのがいいのか、または福祉担当課と連携するのがいいのかという見立てをしています。現在、大変活用いただき、何とかもう少しいろいろな学校の先生方に知っていただいて、広めていきたいと考えています。以上です。

**○香河学校支援課長** 県立畝傍高等学校のプール事故に関し、専決に至った経緯についてお尋ねいただきました。

今回の和解は、大阪高等裁判所から提示された和解案を根拠にするものであり、9月16日に県の代理人弁護士を通して受理しました。県としては、裁判所が示した和解案が司法が下した公式見解であることから、県の顧問弁護士など複数の弁護士とも相談しながら検討を進めてまいりました。当和解案については、県の主張が相当程度認められたものであると考えていたところです。この後、9月定例県議会閉会後の10月11日に、控訴人が和解に応じる意向であることが判明したことから和解の成立要件が整い、大阪高等裁判所が提示した和解期日の10月17日に和解が成立したものです。

このような経緯のもと、地方自治法第179条第1項に基づき、和解について専決処分を出したところです。以上です。

**○岡委員** 最初の件については、今の報告では、基本的には特に問題ないような答弁でした。しかし、最後のほうで答えられていたように、本当に現場にこういうスタッフがいるということの徹底が課題です。何人かの先生とよく懇談することがあるのですが、なかなか相談しにくいのです。自分の弱点を上司にさらすような感じになり、なかなか本音が言いにくい。例えば学校の管理者が問題に気がついて指摘したときには、もうかなり時間がたって、小さな問題で終わるところが大きくなったり、そういう課題がある場面も見てきました。初期の段階で諸問題に対して細かく対応できる体制をつくらうと思えば、やはり現場で一番生徒を見ているのは先生ですので、先生が意識をしっかり持って、安心して相談できるような環境づくり、空気づくりをぜひ進めていただきたいと思います。先生方にもいろいろなタイプの方がいまして、全部ではないかもしれませんが、なかなか言いづらいということも実際聞きました。遠慮せずに、生徒のことについてはみんなで考え

ていけばいいという空気をぜひ広めていただきたいということをお願いしておきたいと思  
います。

2つ目は、10月17日に和解したということです。10月11日に控訴をやめて和解  
に応じるという相手方の話があったということで、6日後の17日に和解に踏み切ったと  
いうことですが、もちろん裁判の和解という問題のデリケートな部分がありますので、時  
を逃すとということもあったのかもしれませんが、結構大きい金額です。和解金額  
1億円ということですし、何か方法がなかったのかと疑問に思います。

多分文教くらし委員長もご存じなかったのではないですか。議長もご存じなかったよう  
に聞いています。文教くらし委員会の委員も、ほとんどそういう決裁をされるまで存じ上  
げなかったということです。場合によっては緊急に、この委員会でも招集して報告す  
べきではなかったかと思えます。それが無理だったら、和解という結論を出す前に何らか  
の形で議会にも報告や相談があるべきではなかったかと考えます。今後もありますので、  
結果として仕方なかったという思いはありますが、少し乱暴な運び方をされたという気が  
します。意見として申し述べておきたいと思えます。もしそのことについて言いたい  
ことがあればもう一回、言っていただけますか。教育長どうですか。

**○吉田教育長** 反論はございません。10月11日に、附帯控訴の報告を議会で議決いた  
だいた直後に相手方が和解に応じるという意向を示しましたので、当初和解で進めていま  
したけれども、相手が和解に応じなければ議会に和解という報告をできないということ  
だったので、なかなか事前に結論というものが見えなかったということで、11日以降に相  
手が和解に応じる、これはあくまでも意向でした。17日に正式にお互いの和解が成立し  
たこととなりますので、ここで議事を延長させていただくとか、委員会を開いて結論をお  
話しさせていただくということがなかなか難しかった。和解しないという結論であれば報  
告はできたけれども、あくまでも和解することの事前報告をしたときは、相手方が和解に  
応じないという可能性がありましたので、議会中に結論をなかなか言えなかったというこ  
とです。ただ、ここに至るまでの経緯は、第一審の判決結果やその後の高等裁判所の第1  
回口頭弁論が9月に起こっていることも含めて、丁寧な説明を怠ったとは考えています。  
今後は議会に丁寧に説明しながら、十分ご理解いただけるように対応してまいりたいと思  
います。

**○岡委員** これ以上責める気はありませんが、10月11日に議会で控訴するというこ  
とで方向づけを一応決めた。



(「7日です」と呼ぶ者あり)

7日でしたか。今の教育長の話だと、向こうが和解に応じてきたという流れに変わったという説明でした。

○吉田教育長 9月2日には高等裁判所の第1回口頭弁論が既にあったということで、附帯控訴を決定したのは8月12日です。8月12日の専決事項を9月議会にかけ、その決定が10月7日になったと。その間に高等裁判所の口頭弁論があつて、もう進んでいたと。この進捗状況について説明できていなかったことを非常に反省しています。そこを十分に、高等裁判所の口頭弁論、高等裁判所の案、それから意思決定をするという、そこまでの流れが説明できていなかったということです。

○岡委員 責めないといつて責めてしまっているのですが、最終的に和解に応じることを決断されたのはどなたですか。要するに裁判の相手方は教育長だったのですか。こちらは、誰の名前の裁判ですか。

○吉田教育長 被告は知事です。

○岡委員 最終的には知事が和解に応じたことになるのですか。

○吉田教育長 最終的には知事になりますが、教育委員会の対応の意思決定も当然あります。

○岡委員 最終的にお金が出ていく話ですから、当然、理事者側の執行権のある知事が首を縦に振らない限りできなかつたのではないですか。

○吉田教育長 はい。

○岡委員 教育長だけを責める気はないのですけれども、最終的に、これは執行権を持っている知事が議会との関係において十分説明されなかつたということについても言いたい部分があるのです。いずれにしても、事務方である現場の教育委員会が苦勞されたことはよくわかります。それについては特段批判する気はないのですが、教育長も答弁されたように、やはりいろいろな人の意見を聞きながら、例えば電話1本でも文教くらし委員長や議長に、直前でもいいから、こうこうでこうなりましたと入れておけばこの話はおさまつたと思うのです。突然来たというような感じがしましたので、それではやはり議員からすれば、議会軽視的な意識があるのではないかという疑問を持たざるを得なかつたことが一つの原因になっていると思います。今後、お互いに緊張感のある仕事をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○佐藤委員 くらし創造部に1点、教育委員会に報告に基づいた少し突っ込んだ内容を2

点お聞きしたいと思います。

先日、本委員会で被災地である熊本県に視察に行く機会がありました。その中で、どうしてもひっかかっていることがあります。実際に被災されたということでボランティアセンターを設立したと。そして、県担当者が問題提起をされていたと思うのですが、社会福祉協議会と内閣府から言われたJVODと県の担当部署の連携がうまくできなかったという話がありました。そのときに、本県の対応はどうなっているのかと思いました。どの部署が担当し、どういう計画、フローを持ってボランティアセンターの設立、応援要請がされるのか、いま一度お聞きしたいと思います。

**○森青少年・社会活動推進課長** 災害ボランティアセンターについては、まず、県内で大規模な災害が発生した場合ですが、奈良県災害ボランティア本部を県及び県社会福祉協議会が共同で設置します。それにあわせて、被災した市町村に設置する災害ボランティアセンターの立ち上げや運営の支援も行うこととしています。県では、災害発生時に直ちにボランティア本部の設置ができるように、県社会福祉協議会と災害ボランティア本部の設置運営に関する覚書を締結しているとともに、災害ボランティア本部やボランティアセンターの設置運営等に関するマニュアルを作成しているところです。応援部署、計画については以上です。

**○佐藤委員** 担当課はどちらになりますか。

**○森青少年・社会活動推進課長** 青少年・社会活動推進課と、県社会福祉協議会の共同設置になっていますので、両方が担当になります。

**○佐藤委員** 熊本県と大きな差はないということで、熊本県の担当者がJVODを紹介されて、組み込むことになるとは、その名前すら知らなかったと言っていました。奈良県ではJVODやそのようなボランティア組織との覚書のマニュアル等につくられていますか。

**○森青少年・社会活動推進課長** まず、JVODについてですが、特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワークという名前が正式で、災害発生時に被災者の支援活動が効果的に行われるように、地域、分野、セクターを超えて関係者同士が連携して支援を行う、全国的な災害ボランティアの支援組織です。

本県に関しては、まず、県社会福祉協議会の上部団体である社会福祉法人全国社会福祉協議会がJVODに参加していますので、災害が発生した場合は、県社会福祉協議会は全国社会福祉協議会の全面的な支援を受けて、上部団体になっていますので、その傘下に

入る面もありますので、そういう意味では、JV OADとの連携はまず一つはできていると考えています。

もう一つ、県内のNPOや関係団体との協働という面ですが、本県では県、県社会福祉協議会、そして災害支援や災害ボランティアに係る関係団体、関係機関、企業、NPO等、20団体から成る奈良防災プラットフォーム連絡会を設置して、災害が発生した場合は、互いの特性や機能を生かし、総合的、一体的な支援に取り組めるよう平時から連絡、連携体制を整えているところです。このようなプラットフォーム連絡会が、災害発生時には災害ボランティアセンターの運営協力者の派遣、災害ボランティアの募集やコーディネートあるいは災害支援活動に要する資機材の提供などを行うことになっています。以上です。

○佐藤委員 順次、プラットフォームを作成できるように進めていることを聞き安堵しました。覚書やマニュアルも大切だと思うのですが、さらに踏み込んで、実際の関連部署の実施訓練も必要かと思うのですけれども、いかがお考えでしょうか。

○森青少年・社会活動推進課長 まず、少し申し上げたいのですが、平成23年9月に紀伊半島大水害が発生しましたが、被災の翌日に県社会福祉協議会において災害ボランティア本部の前段階であります災害連絡班を立ち上げ、同時にその日から衛星電話を持参した職員が分担して各被災地に赴き、情報収集し、その報告をもとに被災から3日で県の災害ボランティア本部を立ち上げ、被災地の災害ボランティアセンターの支援に入りました。このように迅速に対応できたのは、県、県社会福祉協議会ともに東日本大震災で災害ボランティアにかかわった経験を生かすことができたものと考えています。それらの経験をもとに、マニュアル等もありますが、その内容の見直し、充実も重ねている状況です。

○佐藤委員 実際に災害が起こったときに、デマや流言、もしくは正確な情報が伝わらないことが、やはり訓練を重ねていても出るようですので、十分注意して各教訓を今後に生かしていただきたいと思います。

それでは、教育委員会に「平成28年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書（平成27年対象）」の20ページ、いじめや不登校など生徒指導上の諸課題への取組の徹底ということで、今回、転機となる内容が出てきているので、確認したいと思います。

平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査のいじめ認知件数です。約22万5,000件弱と全国規模でいじめが報告されて、昭和60年以降で過去最多となっているという報告がされている中で、奈良県の認知件数は4,000件を超え

て、前年度の1,300件弱に対して約3倍と、急増しているのですけれども、この急増しているのが問題ではなく、いじめがふえたというわけではなくて、いじめの問題が浮き彫りになって、実態像が見えてきたと捉えています。ようやく浮揚化され問題が抽出されている中で、今後、県教育委員会としてはどのように考えて行動されるのか、改めてお聞きしたいと思います。

**○春田生徒指導支援室長** 委員がお述べのとおり、平成27年度における本県の認知件数は、国公立の小学校で2,712件、中学校で1,274件、高等学校で247件で、前年度より2,859件ふえて計4,233件と前年度の3倍になっています。これは先ほどお話しいただきましたように、今までトラブルと捉えていたことも含めていじめと認知することで、教職員がきめ細やかな見守りと積極的認知に努め、ふえていると考えています。これについては、国のいじめ防止対策推進法や、平成28年3月に策定された奈良県いじめ基本方針に沿った対応として、本年10月に、いじめ防止に係る機関や団体、連携目的に設置されました奈良県いじめ対策連絡協議会でも確認しています。

さらに、解消率ですが、奈良県は少し下がって、その半面、一定の解消が図られたが、継続支援中という数がぐっとふえています。これは謝ったからそれで終わりではなくて、しっかりといじめが起こった子どもたちを継続的に観察しているという、先生方に大変苦勞をおかけするのですけれども、じっくりと見ていただいているので、認知数もふえ、しっかりと見定められていることを実証している結果ではないかと思います。次にはいじめを起こさないことが大切ですので、人権教育、道徳教育やその他を含めて総合的に取り組んでいきたいと考えているところです。

**○佐藤委員** 解消率は非常に重要だと思います。データの中で少しひっかかるのが、「平成28年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書（平成27年対象）」の20ページ、小・中・高校生のいじめ発生（認知）件数です。平成24年には1,000人当たり48.1件であるにもかかわらず、平成25年には8.2件とどんと下がっているのです。今回の全国平均は16.4件ですが、長崎県では3.5件の認知件数であったということです。各市町村によって差が大きく開いてしまったり、奈良県においても、今回はほぼ実数に近い27.3件であると思います。各都道府県でも、奈良県においても年度によって数字が違い、それはいじめという問題をどう捉えるかが各都道府県で違うということで、奈良県の中でも年度が違えばここが違ってくるといふことのないように、今後も実態把握に努めていただきたいと思います。

ます。

そして、これは私の所感ですが、いじめというものはなくならないと思います。必ず潜在的にある一定の数字は出てくると思います。問題は、それをしっかりと抽出して解消していく、継続していくことが必要になってくると思います。気になるところは、スクールカウンセラーの小・中学校での全校配置がほぼ終わったという話があり、これから高等学校に対しても順次全校配置の方向で進まれると思うのですが、スクールカウンセラーの連携はどうなっているのか、確認させていただきたいと思います。

**○春田生徒指導支援室長** スクールカウンセラーをはじめとする外部人材の資質向上のための取り組みとして、スクールカウンセラーは年間3回、小学校に入れている児童相談員、大学生ボランティアは、年2回の研修会を実施していますが、これだけでは十分ではないと考えています。各学校に配置したカウンセラー等を支援するために、配置校で解決困難な事象が発生した場合等に、臨機応変に担当指導主事や校長OBから成る生徒指導支援アドバイザーを学校に派遣してカウンセラーへのアドバイスをを行う、スーパーバイザーからの助言を行っており、学校現場でのOJTにも努めてまいりたいと考えています。以上です。

**○佐藤委員** スクールカウンセラーが全員集まって話をされる場があるとは聞いています。奈良県は北部、中部、南部に分けられると思いますが、地域特性が必ず絡んできていると思います。小学校から中学校、中学校から高等学校、それぞれのスクールカウンセラーが、いじめに遭った子、もしくはいじめた側、もしくは何らかの問題を持っているといった事象が確認できた場合には、速やかに連携をとって情報交換や対策ができるような組織を目指していただきたいと思います。

また、文部科学省から、スクールカウンセラーの配置が進んでいくとどうしてもスクールカウンセラーにいじめ問題を頼り過ぎだというような報告もされています。ソーシャルワーカー、スーパーバイザー、アドバイザーを派遣する形で学校での連携、地域での連携、保護者間の連携が必要になってくると思います。いじめを解消していくためには、水面下に潜らせない、浮揚化させ、問題を的確にアドバイスしていくことも必要だと思いますので、今後とも取り組みを注視したいと思います。

もう1点は、「平成28年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書（平成27年対象）」の34ページ、教職員の資質・能力の向上ということで、ここにはうたわれていないのですが、教職員の今後の採用

が少し気がかりになっています。少子高齢化に伴い、この10年で児童数は119万人減になり、学級数は3万学級以上減するという統計データが出ています。これを受けて財務省は、小・中学校教員を5万人弱削減できると試算しています。対して文部科学省は、1万5,000人程度にとどめるべきだと言っていますけれども、奈良県としてはどういう方向性に持っていくのか、考えをお聞かせいただきたいと思います。

**○塩見教職員課長** 教員の採用について県の方向性のお尋ねです。

文部科学省は、平成29年から平成38年の10年間で4万5,400人の自然減する中で、2万9,760人の定数改善を計画し、差し引き1万5,640人の減としています。その中で、平成29年度は3,060人の教職員定数の改善を概算要求に盛り込みました。一方、財務省は、平成38年度までの10年間で、学校数や学級数に応じて配置する基礎定数を約4万4,000人減としています。また、教育上の特別の配慮などの目的で配置する加配定数は5,000人の減で、合わせて4万9,000人の削減案を示しています。

県としては、今後の国の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えています。

また、教員の採用に当たっては、今後、児童生徒数の減少を念頭に、教員の年齢構成のバランスを考慮した平準化も十分に勘案しながら、加えて講師率も考慮して採用数を決定していきたいと考えています。以上です。

**○佐藤委員** 追加質問しますけれども、国立人口問題研究所の将来人口推計では、2015年から2040年までに、5歳から14歳までの年齢層の中で、奈良県においては4万3,440人、パーセンテージでいうと37.1%減という数字が示されています。近畿圏で見ると、大阪府で34.1%減、兵庫県で33.8%減、京都府で32.1%減、滋賀県で25.6%減、近畿圏でも相当数の児童数が減る試算がされていますので、教員の採用計画に関しては、減らしていく方向になっていくかと思うのですが、気になるのは、

「平成28年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書（平成27年対象）」の34ページの表にある公立学校教員の年齢構成です。緩やかな波形、M字構造になっていて、50歳以上から60歳までの教員が相当おられるということで、文部科学省が言われている自然減という形で数字は合ってくると思うのですが、実際に今、教育現場の中で、少人数制や特別支援学校の生徒数がふえてきている、もしくはもう少し手の行き届いたということでの教員数、いつも言われている部活動においてどうするのか、そして、1人の先生をとったとしても勤務超過

が言われている中で、実際にこれからすごい勢いで減っていくと思いますので、今までの考え方ではない別の観点を持って10年間ぐらいの学級編制をどうしていくかといったことも検討していく必要があると思います。その点をぜひ押さえていただきたい。特に奈良県の市町村合併は進んでいませんし、これから学校の統廃合も出てくるかと思っていますので、奈良県教育振興大綱以外に報告がありましたら、すぐさま反映できる報告書をつくっていただきたいと思います。以上です。

○田中副委員長 二、三、質問をします。

先日、懇談会があり、小中一貫教育を実施している学校はどの程度あるのかと尋ねたら、南部、東部の小規模校では、ほとんどと言っていいほどそれに取り組んでいるということでした。もっと具体的に、県全体としてどの程度されているのか。

また、小・中学校が一つの校舎で合同で教育しているのと、分離型という別の校舎で実施しているところでは、本当に小中一貫教育という意味があるのかということを含めて、小中一貫教育の現状や取り組む意味、国中の平たん部でも実施しようとしているのかどうか、お尋ねします。

○深田学校教育課長 国によると、小中一貫教育は、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育です。

また、それによく似た形の小中連携教育があります。こちらは、小・中学校の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指すさまざまな教育であると示しています。

現在、本県では、小中一貫教育は5つの市町村で行われています。また、小中連携教育は、15の市町村で実施されているところです。

また、文部科学省の実態調査によると、小中一貫教育のメリットとして、児童生徒に対しては、中学校の不登校出現率の減少、また、これはいわゆる中1ギャップの解消や規範意識の向上であったり、また、異年齢集団の活動による自尊感情の高まりなど、また、教職員に対しては、児童生徒理解や指導方法改善の意欲の高まりなどが報告されています。

市町村立学校における小中一貫教育制度の導入は、ご承知のとおり、設置者の市町村が、地域の実情を踏まえて教育の充実をどのように図るかという視点から判断するものです。そのため、県教育委員会としては、導入を検討している市町村に対して、教育課程の系統性や、小・中学校教員の指導力の向上に向けた取り組みの支援などを行っています。

○田中副委員長 国中、平たん部での取り組みは事例があるのでしょうか。

○深田学校教育課長 例えば奈良市では、小中一貫で、富雄第三小中学校があり、施設も一体化された形で行われています。

また、今、5市町村と申しましたけれども、御所市、生駒市、また明日香村でも小中一貫教育が行われています。

○田中副委員長 邪推なのかわかりませんが、へき地や小規模校で教育コストを削減するために一つのところへまとめる、また、教員の配置も両方使えるということではないかというコスト面での考えではいかがなものかと思いましたので、あえて質問しました。趣旨とするところを十分、各市町村教育委員会や学校の教育現場に徹底していただくことをお願いしておきます。

2つ目の質問ですけれども、村採用の先生方が各地域でかなりあるような話も承りました。教育長は、もっとIT教育の整備に力を入れたほうが良いとおっしゃったのですが、その取り組みの決意、どのようになさろうとしているのでしょうか。

なぜかという、以前にIT教育の細かいデータをいただきました。そのときも先生方の能力と言ったら失礼になるのかもわかりませんが、取り組み方が全国レベルからしてもかなり低いという結果があり、「平成28年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書（平成27年対象）」の中でも、34ページ、教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力があると回答した教員の割合について、かなり差があるように思います。

そういうことを含めて各村にIT教育の設備の充実を促すことは、県教育委員会としても先生方に対する指導力を高めるということだと思いますので、最新のかつて発表されたような資料、PDCAサイクルと同じことだと思いますので、どれがどう改善されているのかという意図も込めて資料提供をお願いしたいと思いますし、その決意のほどをお聞かせ願いたいと思います。IT教育の向上を目指す意味でどのようにしようとしているのでしょうか。

○吉田教育長 まず、市町村教員のICT活用能力ですが、また、データをお持ちしますが、まだ向上はできていないと思います。

先日、言わせていただいたのは、やはり本来県でできるものは県ですと。公立義務教育諸学校の編成及び教職員定数の標準に関する法律がありますので、当然県でできないものもある。そういったときに村費負担講師を入れて、小学校でも単式、5年、6年で複式であっても、1人の講師を入れることによって、それぞれ5年、6年で単独の授業を行う



という流れが代々続いているということに対して警鐘を鳴らしたいという思いで言いました。正規の教員がしっかりプライドを持って、5、6年を安心して担任できると思っています。しかし、基本的な授業を単式でやるということも、当然大事です。ですから、複式というものの、ある意味では利点、集団での教育が必要になる場合もありますので、そういった利点も生かしながらどのように教育課程を編成するかを、今も学校教育課で検討しています。

I C T教育に取り組むべきではないかという私の発言は、今年度、東吉野小学校と川上小学校の算数の遠隔授業を視察し、子どもたちが生き生きとして、違う小学校の子どもたちとの議論もI C Tを活用してされており、ホームルームだと割と簡単にできるのですが、算数の授業なので先生が指導計画等を立てながら、I C Tの活用能力も上がっているという現状を見て、この利点をやはり取り入れるべきだということで、ここでは指定研究をしていますけれども、この成果を全面的に打ち出していきたいと考えています。

○田中副委員長 よろしくお願ひします。

もう一つ、指摘だけしておきたいと思います。「平成28年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書（平成27年対象）」の27ページ、グローバル人材に関して、授業の半分以上を英語で行っている教員の割合を見ると、いかにも奈良県は低いような図表になっています。やはりこれからの時代、時代の先端を行くような奈良県にしたいとみなさん思っているでしょうから、ぜひ全国レベルよりもアップするようお願いしておきたいと思います。以上です。

○宮本委員長 ほかに発言はありませんか。

それでは、委員会運営の都合によりまして、副委員長と進行を交代させていただきます。

○田中副委員長 それでは、委員長にかわり委員会を進めさせていただきます。

○宮本委員長 何点か質問させていただきたいと思うのですが、最初に1点、質問とは別に要望しておきたいことがあります。きょうはスポーツ振興課長、くらし創造部長もおられますので、1点だけ聞いていただきたいことがあります。先日、県立橿原公苑体育館、通称ジェイテクトアリーナ奈良をメイン舞台に全日本P T Aの近畿ブロック研究大会が実施され、私も実行委員として準備にかかわりました。体育館は非常に大きいのでメイン会場として使用したのですが、老朽化も進み、しんどい面が多少ありました。まず、舞台が狭いので、せり出し舞台にして使用したのですが、後ろの暗幕がかなり破れていたため、P T AのO Bに出動願ってホッチキスでとめる対応をして何とかしのぐということがあり

ましたし、中央に備えつけられている天井の大きいスピーカーが満足に使えることもあり、業者にスピーカーを入れてもらうという対応になったわけですが、ジェイテクトアリーナ奈良とネーミングライツもされて、新しくなるのかという印象を持っていただけに、いろいろとお叱りを受けたということがありましたので、今後の課題としてここで紹介させていただきます。

質問は、当委員会でも教員配置の問題、あるいは小中一貫のことが話題になりましたが、中でも児童生徒の健全な成長発達を保障するための教育条件整備の有効な手法の一つとして、少人数学級や少人数指導に取り組まれることがあると思うのです。一方で、ニュータウン開発によって人口が急増したり、逆に大規模な学校統廃合によって学校規模が過大にならないようにする工夫も大切だと考えています。法令によると、小・中学校ともに12学級以上、18学級以下が標準とされており、25学級以上、小学校でいえば4クラスを超える、5クラス、6クラスになってくる、中学校でいえば8クラス、9クラスになってくる、こういった25学級以上は大規模校と、31学級以上は過大規模とした上で、過大規模校については速やかに解消を図るように設置者に促していると認識しています。

本県において、こういった大規模校、あるいは過大規模校がどのくらいあるのかと、その対応をどうしているのかということをお聞きしたいと思います。それから、文部科学省は、大規模校を新たに設置させないための政策誘導として、大規模校の新設に対しては国庫補助を行わないという措置をとっていると思いますが、これをどのように周知されているのかお聞きしたいと思います。

2点目は、全国学力状況調査について、あるいは県独自の学力調査についてですが、全国学力状況調査は中学3年と小学6年、全国一斉に悉皆調査で行われると。県独自の調査は中学1年と小学4年について、これも行われていることですが、この学力テストのたびに、こもごもPTA活動で語られるのが、自分の子どもを通わせている学校の点数の位置がどこにあるのかということで、例えば教師も交えた懇談の場で、「ことは少し下がりました」、あるいは「同じ行政区内のほかの学校と比べて何番目ぐらいです」など、それはまだましなほうで、ひどい場合は「去年の学年より下がりました」と、こういうことがこもごも語られて、教師にもプレッシャーになれば保護者にもプレッシャーになる、いわんや児童生徒にとっては大きなプレッシャーになる、学力・学習状況調査の趣旨からかけ離れている問題だと思っているのですが、これについて県教育委員会としてはどう考えるのかということもお聞きしたいと思います。

3点目は、トイレの洋式化についてです。ことしの4月に文部科学省が全国のトイレの洋式化率を調査しました。学校関係者に聞きますと、学校設備の中でいろいろ改善してほしい点はあると。校舎の雨漏りや階段の老朽化、もっといえばエアコンの設置もあるのですが、やはり小学校低学年でいうと、和式トイレはなかなか使いなれていないし、指導して使い方を教えたとしてもどうしても清潔感が保てないようになるということで、洋式化を求める声が非常に強くあります。本県の洋式化率は、4月に調査されていると思いますので、全国の状況と比べてどうかということもあわせてお答えいただければと思います。

**○深田学校教育課長** 2点回答させていただきます。

まず1点目は、適正化について、委員がお述べのとおり、規模によって適正規模が12から18クラス、25学級以上が大規模、31学級以上が過大というところで、過大規模校については、解消を図るようという通知が出ています。

本県では、ことしの5月1日現在、小学校で大規模校が5校、過大規模校が1校です。中学校は、大規模校が1校です。学校の規模適正化等については、市町村立小・中学校の設置のあり方について最終的に判断するのは学校設置者ですので、国の通知については県から各市町村には通知しているところですが、最終的には市町村判断になります。県としては、それぞれの地域で子どもたちを健やかに育てていただくために最善の選択になるように支援していきたいと考えているところです。

2点目の全国学力・学習状況調査については、学力検査の目的は、義務教育の機会均等と、その水準の維持向上の観点から全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒の教育指導の事実や学習状況の改善等に役立てることであるとされています。そのような中で、ことし文部科学省は4月と8月の2回、数値データによる単純な比較が行われ、それを上昇させることが主たる関心事とならないように適切に取り組む旨の通知文を出しており、市町村教育委員会を通じて各学校にも周知をしたところです。

県としては、学力・学習状況調査の趣旨を踏まえて、過度な取り組みがないように、適切な取り組みが進められるように機会を通じて指導していきたいと考えています。

**○香河学校支援課長** 小・中学校のトイレについて質問をいただきました。

文部科学省では、平成28年4月1日現在の公立小・中学校施設におけるトイレの状況について全国調査を行い、先日、結果の公表がありました。全国で申しますと、公立小・中学校については、洋式化率が43.3%でした。一方、奈良県における公立小・中学校

施設のトイレの洋式化率については、34.9%でした。小・中学校の施設整備については、一義的には設置者である市町村で行っていただくところです。市町村に対しては、国の財政支援等について、今後も引き続き丁寧に情報提供等を行っていきたいと考えています。

○宮本委員長 大規模校の問題でいいますと、きちんと国庫補助の措置についても周知をされていることと思いますが、1件気になる話があります。このほど王寺町で小学校3校と中学校2校を再編して、小中一貫校2校にすると。それによって1,000人規模の児童生徒数の学校が2校できるということになります。学級数が31を超える可能性があるということで、文部科学省のいう過大規模に当たるわけで、非常に気になっています。また、同じ敷地内、同じ校舎による一貫校は、実例で言っても非常にレアなケースであり、王寺町の場合、説明会では、6歳の児童と15歳の生徒という生育状況も発達過程も大きく異なる児童や生徒が同じ空間を共有するという点について、さまざまな心配の声を聞いていますので、この点について適切な対応と支援を求めておきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それから、学力・学習状況調査については、4月と8月に、点数で一喜一憂するものではないという通知が出されたのですが、通知が出されて、再三強調されているにもかかわらず、本当に1点を争うようなプレッシャーがかけられているということはゆゆしき事態だと思います。どうすればこういう問題を克服していけるのか、何が必要なのか、教育長のお考えを改めて聞きたいと思っております。

それから、トイレの問題については、洋式化率の高いところを言いますと、神奈川県が58.4%、沖縄県が54.7%ですので、市町村の頑張りを期待したいところですが、興味深い調査があります。小林製薬が、ことし小学生と保護者600組を対象に実施した調査によると、学校で大便をしないと答えた児童が31%。和式が使いづらいなど、いろいろな理由で我慢をしている。特に男子は39%と多かったと、健康にかかわる問題になってきていることをぜひ改めて認識していただいて、情報発信に努めていただければと思います。

では、学力テストの問題について、教育長の考えをお聞きしたいと思います。

○吉田教育長 私が教育長になりまして一貫して大事にしていることは、意欲です。学習する意欲、運動する意欲、それから規範というものも、子どもたちが生きる上で、よりよく生きるためには大事になってくるであろうと。そういった意欲を高める規範意識を育成

していくことを大事にしながら、県でも独自のテストをしています。これは小学4年生と中学1年生にさせていただいています。

小学4年生になぜテストを実施するのかという、やはり小学4年生からかなり内容が変わってくるということを知ったからです。私は高校教師出身ですので、余り小学校のことをわかっていませんけれども。小学3年生までの基本的な知識を身につけながら、小学4年生からの指導に役立てていただくということとあわせて、やはり家庭での教育が大事であるということで小学4年生のときにこういった調査もしながら、家庭に発信するために家庭教育の手引きをつくって、今年度、第1号を全て配布させていただきました。

それから、中学1年生に実施する理由は、ほとんど小学生の学力を聞いているわけですが、中学校の先生方が、小学校でどこまで身につけているかをきちんとチェックしながら、例えば算数でどこまでできているかを、数学の指導でどのように指導計画を立てるか、指導の内容はどうあるべきか、そして、方法をどうするべきかといったことをしっかり考えていただきたいということを発信したいために、中学1年生での学力テストを実施しています。これもあわせてPTAからの要望もありますけれども、中学1年生のときに、やはりある程度進路というものを家庭で、保護者に教えていただきたいというような発信もありましたので、中学1年生には進路の手引きになるようなものを、しっかり意欲を大切にしながら自分の進路を決定していくようなものにしていきたいと、そういったものも発信したいという思いです。

**○宮本委員長** 私も実際に試験問題を、それぞれ奈良県版の中学1年生、小学4年生のもの、文部科学省が実施している中学3年生、小学6年生のものをいただき、驚きました。奈良県のは私でもすらすら解けたのですが、文部科学省のものは、時間内に解けなかったのです。いわんや中学3年生や小学6年生が最後まで解き切れないというような物すごい分量で、しかも難しいので、これはもう最初から学習意欲をくじかれるような問題になっていると感じた次第です。

本当に学力を見るのであれば、全員が解けるような問題にしないと、なかなかどこが弱い、どこができるということが、そもそも時間内に解けないわけですから、わからないのではないかと思いますし、また、学力の状況の平均的なものを調べるのであれば、抜き打ちでやらなければいけないと思うのです。よく懇談に参加しますと、「ことは過去問題を配ったから思ったよりできました」とおっしゃる校長がいるそうです。文部科学省はこれを厳に禁じていますけれども、やろうと思えばその年の問題をコピーしておいて翌年

配ることができるわけで、それをすると多少点数が上がるというようなことがこもごも言われたりということですから、本当に学力をはかるなら、抜き打ちの抽出調査で、「きょう今から試験をします。きょうは出席番号1番、5番、7番、9番、11番」。呼ばれた人はがっかりするかもしれませんが、「隣の部屋に移って試験受けてください」。また、次の月に「きょうは試験を行います。きょうは2番、7番、10番、17番の人が…」という、抽出調査にするべきだと思いました。この学力状況調査の問題については、奈良県独自ということもあるのですけれども、これから大いに問題意識を持って情報発信をしたいと改めて思いましたので、意見として申し上げておきます。以上です。

○田中副委員長 それでは、委員長と進行を交代します。

○宮本委員長 ほかになければこれをもちまして質疑を終わります。

次に、委員長報告についてであります。本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっています。

今回、付託議案に反対をされた創生奈良、そして日本維新の会の委員に反対討論されるかどうかをお伺いしますが、創生奈良は反対討論しませんね。日本維新の会はされますか。

○佐藤委員 します。

○宮本委員長 では、議第98号中、当委員会所管分については、委員長報告に日本維新の会の反対意見は記載しませんので、よろしくお願いします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の委員会を終わります。